

第6章 計画の推進に向けて

1. 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、生活に関わるさまざまな事業所、団体が地域福祉の重要な担い手となります。

この計画を進めていくにあたっては、市民、地域、社会福祉協議会、行政がさまざまな団体と連携し、ともに協力しあい、地域福祉の充実のためそれぞれの事業に取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、必要に応じて、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。



資料編

1. 玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員 名簿

	関係団体名	役職	氏名
委 員 長	九州看護福祉大学	社会福祉学科 准教授	村本 浄司
副 委 員 長	玉名市区長会協議会	会長	高尾 弘道
委 員	玉名市老人クラブ連合会	会長	鹿子木 良一
委 員	玉名市民生委員児童委員連絡協議会	会長	大保 健司
委 員	玉名市身体障害者福祉協議会	事務局長	北本 節代
委 員	玉名市ボランティア連絡協議会	会長	中村 三千生
委 員	玉名市私立保育園協会	会長	小岱 紫明
委 員	玉名市手をつなぐ育成会	事務局長	谷口 建太
委 員	玉名市PTA連絡協議会	家庭教育部長	平本 祐樹
委 員	地域生活支援センター ふれあい	センター長	城戸 美智代
委 員	荒玉地区社会福祉施設連絡協議会	会長	山田 勝徳
委 員	有明保健所	総務福祉課長	福田 公博

2. 計画策定の経過

(1) 玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

	日時	内容
第1回	令和4年 10月 28 日	<p>【協議事項】</p> <p>(1)計画の概要 (2)統計からみる玉名市の現状 (3)市民アンケート調査結果の報告 (4)計画骨子案</p>
第2回	令和4年 12月 9日	<p>【協議事項】</p> <p>(1)前回からの修正について (2)関係団体等ヒアリング調査について (3)計画素案について</p>
第3回	令和5年1月 26 日	<p>【協議事項】</p> <p>(1)前回からの修正について (2)パブリックコメント募集について</p>
第4回	令和5年2月 21 日	<p>【協議事項】</p> <p>(1)前回からの修正について (2)パブリックコメント募集結果報告について (3)計画案の協議・承認</p>

(2) パブリックコメント

意見募集期間	計画素案の掲載(閲覧)場所
令和5年1月 31 日～ 令和5年2月 17 日	<ul style="list-style-type: none">・玉名市ホームページ、玉名市社会福祉協議会ホームページ・玉名市役所総合福祉課及び各支所・玉名市社会福祉協議会地域福祉課及び各支所

3. 用語解説

[あ行]

ICT(情報通信技術)

Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す用語。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、自発的にサービスを求めようとしない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届ける取り組みのこと。

SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

Social Networking Service の略で、Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。プロフィールや写真の公開、メッセージの送受信、友達検索などの機能がある。個人だけではなく、企業も販売促進やマーケティングの手法として活用している。

(例) : 「LINE(ライン)」、「Facebook(フェイスブック)」、「Instagram(インスタグラム)」等。

NPO(非営利団体)

Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、さまざまな分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

[か行]

権利擁護

自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりすること。

子育て支援センター

主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が気軽に遊びに行くことができ、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援の拠点。

[さ行]

サロン

住民が歩いて行ける程度の公民館や集会所などにおいて、趣味活動や健康体操、レクリエーション、茶話会などを定期的に行い、住民自らが企画・運営する自主的・自発的な活動で、地域住民相互の支え合いの関係により企画・運営し、地域の実情に応じた自由な取り組みが可能な活動のこと。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

児童相談所

都道府県等が設置し、18歳未満の子どもの心やからだのこと、家庭や学校での問題などについて、子ども本人や家族・学校の先生・地域の方々等からの相談を受け付け、子どもが明るく健やかに成長していくようお手伝いをする相談機関。

社会資源

人々のニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳。障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まである。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

[た行]

地域活動支援センター

障がいのある方が気軽に利用できる日中活動の場で、創作活動や生産活動の機会の提供、社会参加の促進・地域交流等さまざまなプログラムの提供がある。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、総合的な相談支援を行う。介護に関する以外に、健康や福祉、医療や生活、認知症に関する相談などを受け、適切な機関やサービスにつないで高齢者とその家族を支援する機関。

通所介護(デイサービス)

要介護認定を受けた方が通う介護事業所のことで、身体機能の維持・向上を目指し、機能訓練をしたり、他者との交流を通して社会的孤立感の解消や認知症予防を図る。

[な行]

認知症

脳の病気や障がい等さまざまな原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態のこと。

認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組む講座。

認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族の相談を受けたり、認知症の人が状態に応じて必要なサービスが受けたりできるよう、医療や介護サービス、地域の支援機関をつなぐ支援を行う人。

ネットワーク

社会福祉の領域では、人間関係のつながりの意味で用いることが多く、具体的には、地域における住民同士の情報交換や交流、団体との連携など複数のつながりを指すもの。

[は行]

パブリックコメント

行政機関が政策を実施していくうえで、さまざまな政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く国民の皆様から意見、情報を募集する手続き。

避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。

福祉教育

社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることを目指した教育のこと。

福祉協力員

地域の支え合い活動を推進していくため、地域から選任された地域福祉活動を支える地域ボランティア。行政区ごとに 50 世帯あたり1名を目安に選任され、民生委員・児童委員等と連携しながら見守りや声かけ活動を中心に、地域で取り組まれている福祉活動などへの協力をを行う人。

福祉避難所

要配慮者(主として高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のための避難所のこと。

ふれあいネットワーク

小地域を単位として体制づくりを進め、地域の中で、支援が必要な方々を地域に合った支え合い活動で助け合い、地域の困りごとをその地域全体で解決できる仕組みをつくることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す取り組みのこと。

訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)などが利用者の自宅を直接訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助などの「身体介護」や調理、洗濯、掃除等の家事といった「生活援助」を行うサービスのこと。

ボランティア

一般的には「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等があげられる。ボランティア活動を行い、実費や交通費、さらにはそれ以上の金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もある。

ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人や団体、施設などへ繋ぐ取り組みを行うほか、ボランティア活動に関する相談や情報提供、講座の開催などを行っている拠点のこと。

[ま行]

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関へのつなぎ役としての役割を担う。

[や行]

要保護児童対策地域協議会

平成16年の児童福祉法改正において、地方自治体は要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会の設置が明記された。対象となる児童は、虐待を受けた児童や非行児童である。

要介護等認定者

介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人。

[ら行]

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。

第4期玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年3月

【企画・編集・発行】

玉名市（健康福祉部 総合福祉課）
〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163
TEL 0968-75-1121 FAX 0968-73-2362
URL <https://www.city.tamana.lg.jp/>

玉名市社会福祉協議会
〒865-0016 熊本県玉名市岩崎 88 番地 4
TEL 0968-71-0080 FAX 0968-72-0846
URL <http://www.tamasha.jp/>

